

「岩手県庁内基幹業務システム構築業務」に係る公募型プロポーザルの質問に対する回答

No.	資料参照	該当ページ	該当項目	質問内容	回答	備考
1	公募型プロポーザル実施要領	1	3 参加資格要件 (1)	令和6・7・8 年度岩手県情報システム開発等業務に係る競争入札参加資格者名簿に記載されている代表者より委任状（任意様式）を提出することで、受任者による手続きが可能であるとの認識でよろしいでしょうか？ また、ご指定の様式があればご提示をお願いいたします。 特に委任状が不要な場合は、その旨ご回答いただけますようお願いいたします。	委任状を提出することによる受任者による手続きの可否については、お見込みのとおり。これに係る様式の指定については、添付のとおりとする。	「令和6・7・8 年度岩手県情報システム開発等業務に係る競争入札参加資格者名簿」の申請・届出において、「見積り及び入札に関する権限」及び「上記に附帯する一切の権限」を委任する「委任状」を提出している場合は、これに替えて、受任者が公募型プロポーザルに参加資格の確認申請を行うことができる。
2	公募型プロポーザル実施要領	5	4 公募型プロポーザルの手続等に関する事項 (9)エ	プレゼン時間とデモ時間として事業者の持ち時間が55分となります。この55分の時間配分は事業者にて任意に配分してもよろしいか。	時間配分については、参加資格の確認結果にあわせて通知する。	
3	①公募型プロポーザル実施要領 ②技術提案書作成要領	①5 ②2	①4 公募型プロポーザルの手続等に関する事項 (7) 技術提案書類の提出 ②6 見積書記述要領	見積書として利用する様式について、「プロポーザル実施要領」ではP5参考見積書（技術提案書様式第2号）とあり、「技術提案書作成要領」ではP2_1技術提案書として提出する資料の種類の中で（3）見積書 様式第1号とあります。利用する様式は「02様式第1号_見積書.doc」との理解でよろしいか。	①プロポーザル実施要領の記載誤り。 「技術提案書作成要領 様式第1号」に訂正する。	